

国有林材等の安定供給システムによる販売について（立木）

林野庁九州森林管理局では、令和８年度の募集を次のとおり実施します。

〔 目 的 〕

国有林材等の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）は、需要の拡大が必要な一般材等の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として行うものです。

立木のシステム販売については、九州森林管理局長が下記３に記載する需要者の要件を満たす者と国有林材の販売に関する相互協定を締結した上で、森林管理署等（森林管理署及び森林管理署支署をいう。以下同じ。）の長がその協定に基づき計画的な販売を実施するもので、協定を締結する需要者については、公募により決定することとします。

１ 協定締結期間 自 協定締結日 至 令和１６年 ３月３１日

２ 販売物件の概要

別表 「立木販売及び造林予定箇所」のとおりに記載されています。

３ システム販売の対象となる需要者及びその要件

（１）立木のシステム販売の対象とする需要者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならないこととします。

- ① 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること。
- ② 協定に基づき、契約を履行するに足る信用、資力等を有すること。
- ③ 社会保険等に参加していること。
- ④ 買受希望数量（複数の物件に対し同時に申請する場合は、合計数量）に対して十分な生産、加工又は流通等の実績があること。
- ⑤ 申請から協定を行うまでの期間において、森林管理局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成１９年１２月７日付け１９経第１３１４号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 九州森林管理局管内で素材生産を実施している者（以下「素材生産業者等」という。）（主伐後の造林を行うことができるものに限る。）又は造林事業者等については全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有し、地域において「九州・沖縄」を選択していること。
- ⑧ 製材工場等については JAS 認証工場であること。（出荷製材品について JAS 規格が制定されている場合）
- ⑨ 原木市場等及び素材生産業者等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること。
- ⑩ 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること。ただし、この場合、製材品需要者が（１）の要件を満たす必要はないものとする。

（２）上記（１）の需要者は、次のア～エいずれかを満たすこととします。

ア 素材生産業者等であって、下記のイ～エいずれかの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者

イ 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）であって、上記アの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者

- ウ 原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という）であって、上記ア及びイの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者
- エ 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）であって、上記ア及びイの者（自ら加工した製品を利用する場合は上記アの者）と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者

4 申請に係る提出書類

- (1) 国有林材の安定供給システム申請書 『様式：申請書』
- (2) 社会保険等の加入状況
- (3) 保有する資格を証明する書類等
【林産物売払いの一般競争参加資格・全省庁統一資格「役務の提供等（その他）」・JAS認証工場・森林認証材】
- (4) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (5) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又は、その3の2若しくはその3の3）の写し
- (6) 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書
別紙1
別紙2
別紙3
別添 添付資料（企画提案書の提出に必要な添付資料）

5 企画提案書の内容要件

企画提案は、九州森林管理局長が定める企画提案書（別紙1・2・3及び別添）により行うこととします。

なお、企画提案書の内容は以下のとおりとします。

- (1) 申請者の主たる事業形態【※必須項目】
- (2) 立木の山元最低購入希望価格明細（1年目の物件）【※必須項目】
- (3) 効果的な取組内容【※必須項目】
 - ① 目的及び方針等
 - ② 需要創造への貢献等（外材と競争し新規販路拡大に努力するもの、新製品を開発し国産材のシェア拡大に努力するもの、自ら努力し国有林の経費削減に貢献するもの。）
 - ③ 共同申請の内容
- (4) 具体的な販路（予定）【※必須項目】
- (5) 施設整備等の新規性及び政策との整合
- (6) 原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減
別紙2で選択した事業形態についてのみ記載して下さい。
- (7) 国有林の政策への貢献
※他局の立木販売物件購入件数も実績となります。
- (8) 地域の民有林管理への貢献
- (9) 安全対策の取組
- (10) クリーンウッド法における登録木材関連事業者
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律により登録されている場合に記載して下さい。
- (11) ワークライフバランス等の推進
- (12) 働き方改革
- (13) 森林管理局長の評価【※必須項目】
- (14) 植栽の意思表示

6 現地案内

販売予定物件の現地案内を令和8年7月30日（木）

（集合時間：午前9時、集合場所：蒲生観光交流センター）

別添「現地案内集合場所位置図および立木のシステム販売予定箇所位置図」により行います。

現地案内について不明な点は販売予定物件を管轄する鹿児島森林管理署へお問い合わせください。（TEL:099-247-7111）

7 申請書及び企画提案書の申請方法

（1）『様式：申請書』及び企画提案書（別紙1・2・3及び別添）に必要事項を記入し、申請書及び企画提案書に記してある必要書類を添付の上、下記により提出先への持込あるいは郵送による方法、または、電子媒体（電子データ可）による方法にて申し込んで下さい。

①持込あるいは郵送による申し込み先は

〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号
九州森林管理局 資源活用課

②電子媒体による申し込み先は

メールアドレス ky_shigen@maff.go.jp

※電子媒体による申請のファイル形式は

- ・申請書は、PDF 形式
- ・企画提案書（別紙1）は、PDF 形式
- ・企画提案書（別紙2）は、エクセル形式（Excel）
- ・植栽の意思表明書（別紙3）は、エクセル形式（Excel）もしくは PDF 形式
- ・申請書及び企画提案書に係る添付資料等は、PDF 形式
- ・圧縮ファイルは、LZH 形式もしくは ZIP 形式

（申請を受理した場合は、メールにて受理した旨を通知します。）

（2）協定希望者は、別紙7「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認の上、申請書、企画提案書等の関係書類を九州森林管理局長へ提出することによりこれに同意したものととなります。また、これについて虚偽又はこれに反する行為が認められた場合、協定を解除することがあります。

8 申請期限 令和8年8月5日（水） 17時00分まで

9 審査の方法及び需要者の選定等

（1）審査は、別紙4「国有林野の安定供給システムに係る審査基準」に基づき申請書及び企画提案書の審査を行い、協定を締結することが適当と認められる需要者を選定する企画競争方式で行います。

（2）申請書及び企画提案書の審査に当たっては、以下の項目について評価を行います。

ア 必須項目

システム販売の対象となる需要者の要件（前記3（1）の要件）を全て満たしているか。（一つでも満たしていない場合は、選定できないこととします。）

イ 評価項目（価格点50点、取組評価点50点、計100点）

① 評価項目ごとに審査します。評価項目、配点は以下のとおりとします。

- ・価格（配点：50点）
- ・取組評価点① 効果的な取組内容（配点：3点）
- ・取組評価点② 施設整備等の新規性及び政策との整合（配点：15点）
- ・取組評価点③ 原木や製品の生産・流通に係るコスト削減（配点：5点）
- ・取組評価点④ 国有林の政策への貢献（配点：5点）
- ・取組評価点⑤ 地域の民有林管理への貢献（配点：4点）
- ・取組評価点⑥ 安全対策の取組（配点：3点）

- ・取組評価点⑦ クリーンウッド法における登録木材関連業者（配点：3点）
- ・取組評価点⑧ ワークライフバランス等の推進（配点：1点）
- ・取組評価点⑨ 働き方改革（配点：2点）
- ・取組評価点⑩ 森林管理局長の評価（配点：9点）

※なお、複数の事業者が共同で申請する場合は、事業者ごとに評価して平均点を計算します

② 後記11の「実行結果の報告」に基づき、検証を行った結果、需要者の責に帰すべき事由により企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断した場合で、「実行結果の報告」が提出された以降最初に実施するシステム販売の公告に対して、当該報告者と同一の者が申請した場合は、別紙4において定めた審査基準により減点を行うものとする。（配点：－10点）

③ これまでのシステム販売実績（合計期間）に応じて減点する。（配点：－5点）

(3) 九州森林管理局長は、審査の結果、得られた点数により需要者を選定します。

なお、応募があった物件でも、適切な需要者がいない場合は、需要者を選定しない場合があります。

10 協定締結に当たっての留意事項及び審査結果の取扱い

(1) 九州森林管理局長は、協定予定者に対し、協定価格案、その他必要な条件を提示します。

(2) 九州森林管理局長は、上記(1)の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に別紙8－1又は8－2「協定書（案）」により協定を締結するものとします。

(3) 目的外処分の制限

協定者が買い受けた物件を協定で定めた目的以外の用途に使用、消費し、又は担保に供し、あるいは他人に譲り渡すことはできません。

(4) 協定の解除

九州森林管理局長は、次の一に該当する場合は、協定を解除することがあります。

ア 協定相手が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。

イ 協定相手が協定期間中に上記3に定める要件を失ったとき。

(5) 損害賠償

上記(4)により協定を解除した場合、協定相手はその解除によって生ずる損害賠償請求はできないものとします。

(6) 企画提案内容等の公表

九州森林管理局長は、協定者の企画提案並びに協定価格及び数量等を原則公表することとします。

(7) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進

ア 九州森林管理局長は、本システム販売の物件に係る売買契約書に「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法律に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。」と明記します。（合法材証明）

イ 協定者は、合法性・持続可能性を確保した森林から生産された木材・木材製品であることを一般消費者にPRするよう努めることとします。

ウ 木質バイオマスに関する証明については、これをもとに、買受者が任意様式等に売買契約書の写しを添付し証明を実施することとなります。【「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月林野庁）」参照】

(8) 協定期間が複数年にわたることから、各年度当初速やかに「立木の山元最低購入希望価格明細」

（別紙2：企画提案書の2）を、当該物件を管轄する森林管理署長等を経由し九州森林管理局長に提出することとします。

(9) 履行状況の確認

森林管理局長は、必要に応じて履行状況を確認し、企画提案内容と相違が認められる場合には指導を行うものとします。なお、協定者は履行状況の確認作業に協力するものとします。

(10) 販売時には、別紙10「特約事項」を付して森林管理署長等と売買契約を締結することとします。

(11) 造林事業の条件として（別紙11）「主伐後の造林事業請負契約及び分収造林契約に関する条件及

び手続について」に記載の条件等により契約締結することとします。

- (12) 申請量が販売予定量を超える場合等には、所定の条件を備えているものであっても調整を行うことがあります。

11 実行結果の報告

協定者は、協定締結の翌年度以降、全契約物件の搬出が完了するまでの間、各年度当初速やかに別紙 8「立木販売及び造林実行計画」及び企画提案した取組内容について前年度実行分の実施結果を「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」（別紙 5・6）により当該物件を管轄する森林管理署長等を経由し九州森林管理局長に報告することとします。また、報告の内容は公表することがあります。

12 その他手続きに係る留意事項

本システム販売に関する詳細については、鹿児島森林管理署もしくは九州森林管理局資源活用課にお問い合わせ下さい。

13 問い合わせ先



林野庁 九州森林管理局 森林整備部 資源活用課
電話 096-328-3671

令和 8 年 7 月 1 4 日

熊本市西区京町本丁 2 番 7 号

九州森林管理局長